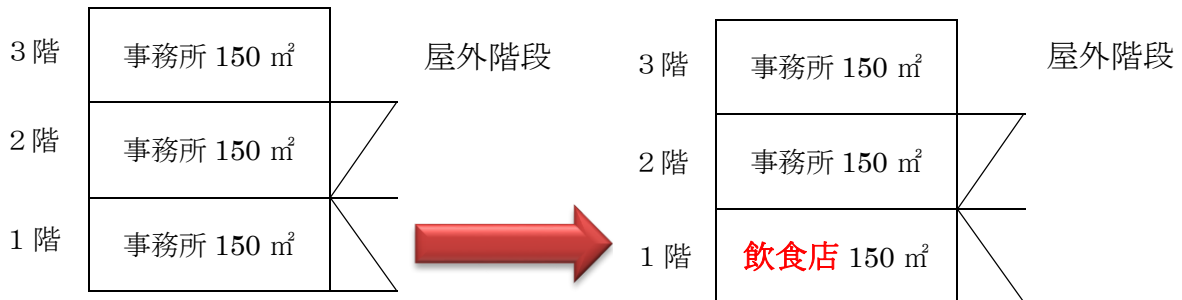




ケース 1

1 消防用設備等について（特定用途によるもの）

複数のテナントがあり、それが**※特定用途**を含む建物（（16）項イといいます）で、**延べ面積300㎡以上**の建物。 ※P3.「消防法上の用途一覧」参照



上図左の建物の消防法上の用途は、（15）項【事務所】として判定されます。

1階部分に**飲食店**（消防法上（3）項ロ）が入居すると、建物全体の用途は**（16）項イ**と判定されます。

この場合、今まで設置義務のなかった**自動火災報知設備を建物全体に設置**することが**義務**付けられますので注意が必要です。

※飲食店部分について、建築基準法の「用途変更」に伴う確認申請が必要となる場合があります。

福岡県那珂県土整備事務所建築指導課の指導を仰いでください。

ケース 2

2 消防用設備等について（屋内階段一系統かつ特定用途を有することによるもの）

地階又は、**3階以上の階に※特定用途**があり、地上に直通する屋内階段が一系統のもの。（屋外に設けられた階段の場合は、該当しません。）

次のページの建物のように屋内階段が一系統の建物の**地階**や**3階**の事務所部分が**飲食店**や**物品販売店舗**等の**特定用途**に変更したことにより、**自動火災報知設備を建物全体に設置**することが**義務**付けられますので注意が必要です。



更に、階段及び傾斜路の**感知器**については、通常は垂直距離 1.5 mにつき1個以上設置のところ、7.5 mにつき1個以上を設置し、かつ受信機は「**再鳴動式受信機**」としなければなりません。

避難器具についても**一動作型**とし、出入口の上部に「避難器具設置場所」の表示をしなければなりません。

ケース3

3 防火管理者について
 入居するテナントの用途と収容人員によって**防火管理者の選任義務**が発生します。

下記A表で入居予定の建物全体の対象物種別（特定防火対象物又は非特定防火対象物）を選び、それを基にB表で防火管理者の資格区分が決まります。

なお、このA表に該当しない建物については、「防火管理者」の選任の義務はありません。

A 防火対象物の区分

区分	※1 特定防火対象物		※2 非特定防火対象物	特定防火対象物 (老人福祉施設を除く)	非特定防火対象物
	老人福祉施設等	左記以外			
延べ面積	全 て	300㎡以上	500㎡以上	300㎡未満	500㎡未満
収容人員	10人以上	30人以上	50人以上	30人以上	50人以上
区分	甲種防火対象物			乙種防火対象物	

凡例 ※1：P3の「消防法上の用途一覧」の 部分 ※2： 空白の部分

B テナントの防火管理者の資格区分

区分	甲種防火対象物のテナント						乙種防火対象物のテナント
	特定用途		非特定用途	特定用途		非特定用途	
テナントの用途	老人福祉施設等	左記以外			老人福祉施設等		左記以外
テナントの収容人員	10人以上	30人以上	50人以上		10人未満	30人未満	50人未満
資格区分	甲種防火管理者			甲種又は乙種防火管理者			

消防法上の用途一覧（ の部分は、特定用途を示しそれ以外は、非特定用途を示します）

項 区 分	具体的な用途	
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	ファッションヘルス、イメージクラブ
	ニ	カラオケボックス、インターネットカフェ
(3)	イ	待合、料亭
	ロ	レストラン、喫茶店などの飲食店
(4)	百貨店、マーケット、コンビニエンスストアなどの物販店	
(5)	イ	旅館、ホテルなどの宿泊施設
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅
(6)	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	特別養護老人ホーム、救護施設、障害者支援施設
	ハ	老人デイサービス、保育所、放課後等デイサービス
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
(7)	小学校、中学校、高等学校	
(8)	図書館、博物館、美術館	
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場
	ロ	銭湯、岩盤浴場
(10)	駅、バスターミナル	
(11)	神社、寺院、教会	
(12)	イ	工場又は作業場
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫	
(15)	事務所、銀行、理容室、美容室	
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途が含まれているもの
	ロ	（16）項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)	地下街	
(16の3)	準地下街	
(17)	重要文化財、重要有形民俗文化財	
(18)	延長50メートル以上のアーケード	
(19)	市町村長の指定する山林	
(20)	総務省令で定める舟車	